

鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第 15 号

鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年鴨川市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 18 条」を「第 20 条」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

職種	時間額（任用時）	時間額（上限額）
事務補助員	1,127 円	1,155 円
結婚相談員	1,185 円	1,266 円
国際交流員	1,559 円	1,625 円
介護相談員	1,185 円	1,266 円
介護度重度化防止推進員	1,185 円	1,266 円
介護認定調査員	1,399 円	1,452 円
社会福祉士	1,399 円	1,452 円
介護福祉士	1,399 円	1,452 円
精神保健福祉士	1,399 円	1,452 円
家庭相談員	1,185 円	1,266 円
母子・父子自立支援員	1,185 円	1,266 円
用地事務員	1,399 円	1,452 円
特別支援教育支援員	1,190 円	1,301 円
学習支援員	1,190 円	1,301 円
学習指導員	1,374 円	1,487 円
主任学習指導員	1,614 円	1,711 円
I C T 教育指導員	1,399 円	1,452 円
外国語指導助手	1,559 円	1,625 円
教育補助員	1,190 円	1,190 円
公民館長	1,399 円	1,452 円
図書館長	1,399 円	1,452 円
市史編さん主任委員	1,399 円	1,452 円
社会教育指導員	1,399 円	1,452 円
家庭教育指導員	1,399 円	1,452 円
保育教諭	1,260 円	1,371 円
保健師	1,654 円	1,697 円
助産師	1,654 円	1,697 円
環境監視員	1,572 円	1,572 円

巡回指導員	1, 572 円	1, 572 円
監視員	1, 341 円	1, 552 円
用務員	1, 127 円	1, 127 円
作業員	1, 127 円	1, 127 円
運転手	1, 127 円	1, 127 円
調理師	1, 155 円	1, 155 円
清掃作業員（軽作業）	1, 195 円	1, 195 円
清掃作業員（普通作業）	1, 322 円	1, 322 円
運転手（大型バス）	1, 413 円	1, 413 円
運転手（マイクロバス）	1, 303 円	1, 303 円
窓口事務員	1, 165 円	1, 205 円
医療事務員	1, 303 円	1, 378 円
国保病院経営統括支援員	1, 558 円	1, 572 円
介護支援専門員	1, 515 円	1, 530 円
訪問介護員	1, 342 円	1, 387 円
医師	10, 000 円	10, 000 円
歯科医師	10, 000 円	10, 000 円
栄養士	1, 197 円	1, 292 円
歯科衛生士	1, 381 円	1, 426 円
歯科助手	1, 171 円	1, 222 円
管理栄養士	1, 397 円	1, 454 円
診療放射線技師	1, 687 円	1, 721 円
臨床検査技師	1, 687 円	1, 721 円
理学療法士	1, 687 円	1, 721 円
作業療法士	1, 687 円	1, 721 円
言語聴覚士	1, 687 円	1, 721 円
薬剤師	1, 824 円	1, 836 円
薬局補助員	1, 158 円	1, 209 円
看護師	1, 584 円	1, 634 円
看護師（夜間対応）	1, 771 円	1, 810 円
准看護師	1, 497 円	1, 553 円
准看護師（夜間対応）	1, 701 円	1, 725 円
看護補助員	1, 276 円	1, 319 円
看護補助員（夜間対応）	1, 582 円	1, 601 円

備考 この表に定める時間額が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する地域別最低賃金の額に満たないときは、当該地域別最低賃金の額を当該時間額とする。

別表第 3 中 16 の項を 17 の項とし、15 の項を 16 の項とし、14 の項を 15 の項とし、13 の項の次に次のように加える。

14 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤	一の会計年度において、別表第 6 に掲げる 1 週間の勤務日の日数（週以外の
------------------------------------	--

務しないことがやむを得ないと認められる場合	期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては、在職する期間の勤務日の日数)の区分に応じ、同表に定める日数の範囲内の期間
-----------------------	---

別表第3備考第1項中「8の項」の次に「及び14の項」を加え、同表備考第2項中「であって、6月以上継続して勤務しているもの」を削る。

別表第4の2の項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同表中7の項を削り、8の項を7の項とし、同表備考を次のように改める。

備考 2の項及び3の項において「会計年度任用職員」とは、1週間の勤務日が3日以上である会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で在職する期間の勤務日が121日以上であるものをいう。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。